

第7回区域区分見直し方針について

第73回 長野市都市計画審議会
平成31年 2月12日
都市整備部 都市政策課

○広報ながの4月号で区域区分見直しについてお知らせ予定

○区域区分見直しの考え方を都市政策課HP掲載

【HP掲載予定資料】

資料 3 - 1 中、P. 2 と P. 3

資料 3 - 2

長野都市計画 第7回区域区分（線引き）の見直しについて

○区域区分（線引き）について

都市計画法では無秩序な開発を防ぎ、快適な都市環境づくりを計画的に進めることを目的として、都市計画区域内を計画的に市街化していく区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分できることとされています。

長野都市計画の区域区分は昭和46年1月28日に決定されました。その後、6回の見直しが行われ、現在は以下のように定められています。

【長野市の区域区分の状況】

平成30年4月1日現在



区 分	面積 (ha)	比率
行政区域	83,481	100.0%
長野都市計画区域	20,161	24.1%
市街化区域	5,948	7.1%
市街化調整区域	14,213	17.0%
飯綱高原都市計画区域	1,380	1.7%
その他区域	61,940	74.2%

※区域区分は、長野都市計画区域内に定められている

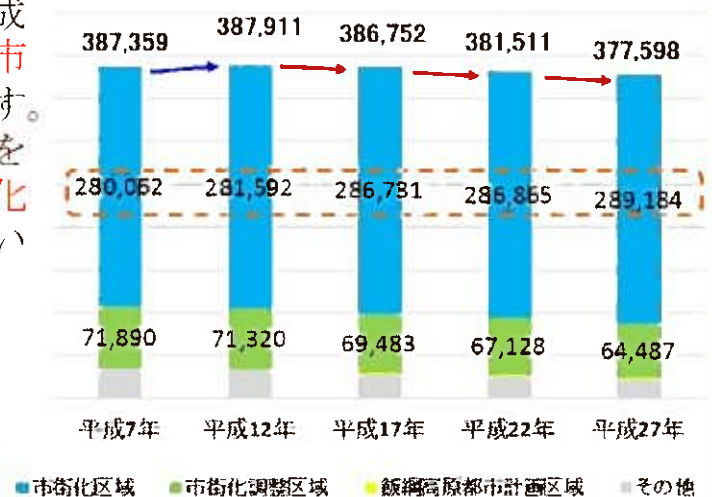
○区域区分見直しについて

長野市では平成29年度に都市計画基礎調査を行い、都市計画区域について人口・産業・土地利用などについて調査を行いました。都市計画は基礎調査結果に基づき決定・変更の必要性について判断することとされています。区域区分の見直しでは、同調査を基に概ね10年後の人口や産業の動向を想定し、市街化区域の規模を設定することになります。

本市は、市街化区域内の人口は横ばい傾向ですが、市域全体では平成12年以降減少傾向となっており、市街化区域拡大は大変厳しい状況です。そこで、人口の増加、都市の拡大を前提とせず、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりを目指していきます。

見直しにあたっては国、県などの関係機関と協議・調整を行うと共に、公聴会・案の縦覧等で市民の皆様の意見を聴きながら手続きを進めます。

【長野市の人口分布の推移】



(都市計画基礎調査より作成)

○区域区分見直しにおける土地利用基本方針について

人口減少や少子・高齢化を踏まえ、無秩序な市街地の拡散を抑制するため「**開発型から保全型**」へと転換し、集約型都市構造に対応する土地利用を目指し、**以下の項目に配慮して土地利用の計画的な規制・誘導を進めます。**

- ・ 市街地の区域は現状の市街化区域を基本とする
- ・ 市街地の区域は上位計画と整合し、その方針に沿った施策として位置づけられた事業区域を除き、線引き見直しによる市街化区域への編入は行わない
- ・ 自然環境の維持保全や農林業振興と都市生活の共存を図る
- ・ 市街化区域内の公共交通が便利なエリアへ生活サービス施設等の機能や居住を誘導する

○長野市の配慮事項

市街化区域は、**市の上位計画に位置づけられており**、自然環境や農林業との調和を図られた**必要最低限の規模**とし、国土交通省が示す運用指針、長野県が示す「第7回区域区分見直し方針」、「長野市の配慮事項」を踏まえて**事案（候補地）ごとに判断**します。

※長野市の配慮事項（資料3-2）



○区域区分見直しのスケジュールについて

区域区分に関する都市計画の決定は県が行いますが、**市は都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる**ことになっています。素案については、国、県と協議しながら**2020年3月頃を目途に作成**する予定です。

素案の作成から都市計画法に基づく手続きを経て決定までに要する期間は1年程度を要します。第7回区域区分（線引き）見直しは**2021年3月頃の決定**予定です。

県見直し方針、市の配慮事項等に該当する案件がある場合は、**○月末までに市都市政策課へご相談**ください。

○スケジュール（2019年度以降は予定）

年度	月日	内容	備考
2018	11月21日	市都市計画審議会	県区域区分見直し方針、スケジュール市配慮事項（案）について
	2月12日	市都市計画審議会	「市区区域区分見直しのお知らせ」について
2019	4月	広報ながの4月号 市都市政策課HP掲載	市区区域区分見直しの考え方
	4月以降	市都市計画審議会	状況報告
2020	4月以降	公聴会、県及び市都市計画審議会	事前説明・本審議
	3月頃	決定告示（予定）	長野県決定

【参考】区域区分見直しフロー（市街化調整区域⇒市街化区域への変更）

